

45 【⑨緊要な消費者トラブルへの対応】

ガス関係機器の事故に関する情報収集を図るとともに、再発防止策について検討を進める。[平成18年度]

45

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
経済産業省	<p>(1) ガス機器事故の情報収集・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者については、従来からガス事業法並びに高圧ガス保安法に基づき、国への事故報告を行うこととなっている。パロマ工業製ガス瞬間湯沸器事故を契機に、ガス関係機器を含めた製品の事故情報の収集・公表制度を強化することとした。そのためメーカー名、型式名を含めた事故内容をホームページ上で24時間以内に公表することとした（平成19年1月1日より開始）。 ・さらに、平成19年3月13日には、ガス事業法及び高圧ガス保安法に基づきガス事業者及びLPガス販売事業者から報告のあったガス消費設備に係る事故について21年間（1986年から2006年）の事故報告3337件について取りまとめ、公表した。 ・また、昨年、消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）が改正され、製造・輸入事業者に国への事故報告を義務付け、その情報を国が消費者に公表する制度が新設された（平成19年5月14日施行）。 ・これまで、消費生活用製品等に係る事故情報については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）において収集し、電気用品に係る事故情報については、経済産業省で報告を受けていた。消安法に基づく製品事故報告制度が施行されるにあたり、従来のNITEの事故情報収集制度等を整理・統合し、経済産業省が所管する消費生活用製品等において、消安法の報告が義務付けられていない事故情報については、NITEで一元的に収集・公表することとした（平成19年5月14日から運用開始）。 <p>(2) ガス機器事故の再発防止策</p> <p><消費者への周知啓発活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年11月に「製品安全総点検週間」、毎月第2火曜日に「製品安全点検日」を設け、製品安全に関する周知活動を行うなど、消費者への注意喚起を徹底する対策を強化した。 ・ガス事業法等で定められている消費者等への法定周知頻度を1年に1回以上とすることとした。 ・連続して再点火を試みることのないよう注意喚起を実施した。 <p><法に基づく制度整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・半密閉式ガス瞬間湯沸器への不完全燃焼防止装置の義務付けを行った（本年4月1日施行）。 ・開放式小型湯沸器への再点火防止機能の義務付け等を行う技術基準の改正のための検討を行っている。 <p><事業者への啓発活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が自主的に製品安全の向上のために、リコール等を実施するよう、リコールハンドブックの改訂や「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」の作成・配布を実施している。 	<p>【評価】</p> <p>●有効性</p> <p><ガス機器事故の情報収集・公表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法及び高圧ガス保安法に基づくガス事業者及び液化石油ガス事業者から報告された事故情報については、本年1月から随時公表しているところであり、消費者への事故情報の迅速な提供を行っている。 ・消安法に基づく事故情報報告・収集制度の概略は以下のとおりである。本制度により、事故情報の着実な収集及び迅速な公表が可能となり、事故の再発防止に有効であると考えている。 <p><ガス機器事故の再発防止策></p> <p>○消費者への周知啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年11月には「製品安全総点検週間」、本年3月から毎月第2火曜日の「製品安全点検日」には、セミナーを実施し、消費者に対し製品の誤使用防止やリコール情報の提供を行うなど啓発活動を行っている。 <p>○法に基づく制度整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不完全燃焼防止装置の再点火防止機能の義務付け等の技術基準の改正を行ったところであり（本年4月1日施行）、より安全な製品が供給されると考える。 <p>○事業者への啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」等の啓発を通じて、事業者の製品安全に対する意識が向上するものと考えている。 <p>【監視（今後の取組み）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正消安法に基づく事故情報の収集・公表制度については、消費経済審議会製品安全部会製品事故情報第三者委員会の意見を踏まえながら、着実な運用に取り組んでいく。 ・消費者や事業者への啓発活動等を着実に進めていく。 ・建物火災の主要な原因となっているガスこんろにおける調理油過熱防止装置等の義務付けを進めていく。 <p>[平成19年度]</p>

